

福岡市公報

令和 6 年 6 月 27 日 第7064号(別冊 4)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目
次次
一
規
則

ページ

○福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正（第103号）	1
○福岡市会計規則の一部改正（第104号）	2

規

則

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 6 年 6 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第103号

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成17年福岡市規則第95号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 5 号中「区役所保健福祉センター健康課」を「保健医療局保健所精神保健・難病対策部精神保健・難病対策課」に、「精神保健福祉係」を「精神保健福祉第 1 係又は精神保健福祉第 2 係」に改める。

第 6 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(2) 保健医療局保健所地域衛生部食品安全推進課、東衛生課、博多衛生課、中央衛生課、南衛生課、城南衛生課、早良衛生課又は西衛生課に勤務する職員

第 6 条第 2 項第 3 号を削り、同条第 3 項第 1 号を削り、同項第 2 号中「区役所保健福祉センター衛生課」を「保健医療局保健所地域衛生部東衛生課、博多衛生課、中央衛生課、南衛生課、城南衛生課、早良衛生課又は西衛生課」に改め、同号を同項第 1 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(2) 環境局環境監理部環境保全課に勤務する職員

第 6 条第 5 項を次のように改める。

5 条例第13条第 1 項第 5 号の規則で定める職員は、保健医療局保健所精神保健・難病対

策部精神保健・難病対策課に勤務する職員とする。

第7条第3項第1号中「健康医療部保健予防課」を「保健所健康危機管理部健康危機管理課、感染症対策部感染症対策課若しくは結核対策課又は地域衛生部東衛生課、博多衛生課、中央衛生課、南衛生課、城南衛生課、早良衛生課若しくは西衛生課」に改め、同項第2号中「、地域保健福祉課又は衛生課」を「又は地域保健福祉課」に改める。

第16条中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 保健医療局保健所精神保健・難病対策部精神保健・難病対策課に勤務する職員

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定により支給事由の生じた特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

福岡市会計規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和6年6月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第104号

福岡市会計規則の一部を改正する規則

福岡市会計規則（昭和39年福岡市規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1 2 事業所の表精神保健福祉センター副所長の項の次に次のように加える。

保健所地域衛生部 東衛生課長	環境係長	1 当該課の所管に係る手数料の収納 2 当該課の所管に係る延滞金の収納
保健所地域衛生部 博多衛生課長	環境係長	1 当該課の所管に係る手数料の収納 2 当該課の所管に係る延滞金の収納
保健所地域衛生部 中央衛生課長	食品第2係長	1 当該課の所管に係る手数料の収納 2 当該課の所管に係る延滞金の収納
保健所地域衛生部 南衛生課長	環境係長	1 当該課の所管に係る手数料の収納 2 当該課の所管に係る延滞金の収納
保健所地域衛生部 城南衛生課長	環境係長	1 当該課の所管に係る手数料の収納 2 当該課の所管に係る延滞金の収納

保健所地域衛生部 早良衛生課長	環境係長	1 当該課の所管に係る手数料の収納 2 当該課の所管に係る延滞金の収納
保健所地域衛生部 西衛生課長	環境係長	1 当該課の所管に係る手数料の収納 2 当該課の所管に係る延滞金の収納

別表第2 2 事業所の表精神保健福祉センター副所長の項の次に次のように加える。

保健所地域衛生部 東衛生課長	環境係長	当該課の所管に係る物品（使用中のものを除く。）の出納保管
保健所地域衛生部 博多衛生課長	環境係長	当該課の所管に係る物品（使用中のものを除く。）の出納保管
保健所地域衛生部 中央衛生課長	食品第2係長	当該課の所管に係る物品（使用中のものを除く。）の出納保管
保健所地域衛生部 南衛生課長	環境係長	当該課の所管に係る物品（使用中のものを除く。）の出納保管
保健所地域衛生部 城南衛生課長	環境係長	当該課の所管に係る物品（使用中のものを除く。）の出納保管
保健所地域衛生部 早良衛生課長	環境係長	当該課の所管に係る物品（使用中のものを除く。）の出納保管
保健所地域衛生部 西衛生課長	環境係長	当該課の所管に係る物品（使用中のものを除く。）の出納保管

別表第3 1 東区役所等の表保健福祉センター健康課長の項中「保健福祉センター健康課及び衛生課」を「当該課」に改める。

別表第3 2 博多区役所等の表及び別表第3 3 中央区役所等の表中保健福祉センター衛生課長の項を削る。

別表第3 4 南区役所等の表、別表第3 5 城南区役所等の表、別表第3 6 早良区役所等の表及び別表第3 7 西区役所等の表中「保健福祉センター健康課及び衛生課」を「当該課」に改める。

別表第4 1 東区役所等の表及び別表第4 4 南区役所等の表中保健福祉センター健康課長の項を削る。

別表第4 5 城南区役所等の表課長（市民部納税課長の項から保健福祉センター健康課長の項まで取扱事務の欄に掲げる所属の課長を除く。）の項中「から保健福祉センター健康課長の項まで」を「及び地域整備部地域整備課長の項」に改め、同表保健福祉センター健康課長の項を削る。

別表第4 6 早良区役所等の表課長（総務部生涯学習推進課長の項から保健福祉セン

ター健康課長の項まで取扱事務の欄に掲げる所属の課長を除く。)の項中「保健福祉センター健康課長」を「地域整備部地域整備課長」に改め、同表保健福祉センター健康課長の項を削る。

別表第4 7 西区役所等の表保健福祉センター健康課長の項を削る。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。